

## □企業への雇用が困難な障害者への施策

障害者の就労については、

1. 支援を必要としない。
2. 支援（全面、部分的）が有って働ける。
3. 支援が有っても、限定的な働きしか出来ない。
4. 働きたい意志を持っていても、通常の働きが殆ど出来ない等々、

個々人の持っている障害の状況に対する、条件整備が不可欠にもかかわらず、我国においては、障害者のはたらく選択肢が、一般企業だけであり、その結果が養護学校高等部卒業生の就職率が、僅か19.3%やハローワークへの有効求職登録者の就職率が18.3%まで落ち込んできている実態に示されているように、企業への雇用が年々悪化してきている。

これら、企業の雇用につながらない人々の、働きたい希望を受け止める公的支援における就労の場が整備されていない為に、多くの人々が作業施設である、授産施設や更生施設や小規模作業所や療護施設の併設授産等の福祉施設の利用者となっているケースが多い。

障害程度によって、雇用を受けとめることが出来ない社会の仕組みが、まさに「差別」そのものでないのかを、まず検証すべきである。

我国の障害者に対する「はたらく」あり方・支援施策は、欧米の先進諸国と根本的な違いがあり、進展しない今日の障害者就労問題につながっていると言える。

一例をあげると、我国も批准している、ILO等における「障害者の保護雇用等による労働権」の確立に関する条約・勧告等はこの間、多く発出されている。

### 1. 55年 国際労働機関（ILO）〈障害者の職業更生に関する99号勧告〉

雇用市場における通常の競争に耐えられない障害者のため、保護された状態の下で行なわれる訓練及び雇用の為の施設を設け、かつ発展させる措置をとるべきである。

### 2. 75年 障害者の権利宣言

7項＝障害者は、経済的社会保障を受け、相当の生活水準を保つ権利を有する。障害者はその能力に従い、保障を受け、雇用されまたは有益で生産的かつ報酬を受ける職業に従事し、（云々）

### 3. 82年 国連・障害者に関する世界行動計画

一般雇用の需要に応じられない人々に対しては、保護雇用を利用できるようにすべきである（云々）。

### 4. 83年 国際労働機関（ILO）〈職業リハビリ及び雇用に関する159号条約・168号勧告〉

特-3

- ・開かれた雇用を利用することが実行可能でない障害者の為の、様々な型の保護雇用を設立するための適当な政府援助
- ・非政府機関によって運営される障害者のための職業訓練、指導、保護雇用等への政府援助。

等によって、多様な雇用のあり方を示しており、欧米ではこれらの条令、勅告等に基づき保護雇用、準保護雇用による公的資金の導入、税制優遇制度、みなし雇用制度、優先発注制度など障害者の就労を、国の施策として総合的に取り入れ、多くの障害者が、保護雇用施策等の推進により労働者として、納税者として国民の権利と義務を果たしているのである。

しかし、残念ながら我国には、これらの施策が欠落しており、働きたい意志の持っている人々の為に、授産や小規模作業所や更生施設が就労の場の代替を担っている。

これらの施設制度改革を議論も深めず、安易に組み替えすることは、障害者の就労の行き場を失うことにもつながり、加えて所得の保障から遠ざける恐れもあるので、時間をかけて慎重に対処すべきである。

## □はじめに

### ＝差別につながる制度の見直しは、避けるべきである＝

この度、我国の厚生・労働行政では、初めて省内を横断する型の「省内検討会議」が組織化された。

特に、構成メンバーが審議官をはじめ関係部署の局長、部長、課長等であることは、長年課題となっていた、障害者の「はたらく・くらす」の解決策や方向性が総合的に明確に示されるものと、関係者は期待をもっているところである。

しかし、検討の内容が、一部の施設の見直し程度にパッチワーク的な従来型の部分的な改善に留まる懸念性もあると聞いている。

我国の障害者施策の推進は、平成14年12月に閣議決定された、障害者基本計画並びに前期5年計画の重点施策に沿うものである。

本計画の基本的な方針は、

21世紀に、我国が目指すべき社会は、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあう共生社会とする必要がある。

と差別のない社会のあり方を示している。

また、個別の項目では、地域間、障害種別によるサービス水準の、格差是正が生じないよう計画的、総合的な施策の推進を掲げている。

活動と参加の基盤整備項目の、自立生活のための地域基盤の整備においては、地域で安心して生活できる基本基盤として住宅、公共施設、交通等、障害者の日常生活の支援体制の充実を明記している。

「経済自立基盤の強化」においては、地域での自立した生活を可能とする為には、経済的な基盤の確立が不可欠であり、雇用、就業、年金、手当等により経済的に自立した生活を総合的に支援することが示されている。

また、年金、手当等による所得保障を引き続き推進することも記述されている。

更に「分野別施策の基本的方向」として、生活支援、生活環境、雇用、就業等が掲げられている。

今回、本審議会障害者部会で議論する「障害者の就労支援」については、国の基本的方針である**すべての障害者**を対象にした視点で検討することが基本になければならない。

特に、基本計画の【雇用、就業】の方針においては「雇用・就業は障害者の自立・社会参加の為の重要な柱であり、障害者が能力を最大限発揮し、働くことによって社会に貢献出来るよう、その「特性を踏まえた条件の整備を図る」とあり、障害者の働きやすい多様な雇用・就業形態の促進においての、はたらく機会の支援、環境づくりを掲げている。